

技術小委員会からの報告事項について

1. 検討の経緯

- 令和6年度の農業農村振興整備部会において、土地改良事業設計指針「ほ場整備」の制定に係る調査審議を技術小委員会へ付託。
- 技術小委員会では、計4回の審議を実施し、制定（案）を取りまとめ。
- 令和7年12月には、e-Govを通じて広くパブリックコメントを実施。

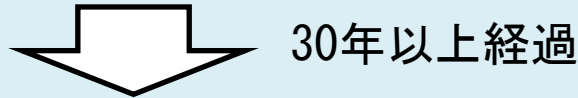
開催時期 項目	技術小委員会				農業農村振興 整備部会	備考
	令和6年度 11月25日	2月27日	令和7年度 12月4日	3月4日	3月27日	
土地改良事業設計指針「ほ場整備」の制定	○	○	○	○	◎	

※ ○は各回において審議を行った項目。◎は今回報告する項目。

2. 土地改良事業設計指針「ほ場整備」の制定に関する審議結果の概要

制定の背景

- ほ場整備の設計に必要な事項について、所要の機能、安全性及び経済性が確保できるよう、標準的な設計手法を整備した土地改良事業標準設計「第11編 ほ場整備」を平成3年に制定。



- 上記標準設計の制定から30年以上が経過しており、この間の情勢の変化を踏まえた内容を反映するとともに、関連する基準等との整合を図ることが必要。
- 「食料・農業・農村基本法（R6.6）」、「食料・農業・農村基本計画（R7.4）」、「土地改良長期計画（R7.9）」など、近年策定された農業農村整備分野における政策目標（生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進等）を踏まえた内容とする必要。
- 「標準設計」を廃止し、ほ場の大区画化、スマート農業技術の導入、維持管理作業の省力化、農作業の安全性に配慮した設計手法にも柔軟に対応する新たな設計指針を制定する。

① 農業農村の情勢変化に係る制定

- ・ 標準的な耕区が1 ha以上となる大区画ほ場整備の設計を対象とした章、50a程度区画や中小区画、中山間地域や傾斜地等のほ場整備を対象にした章をそれぞれ作成。
- ・ 大区画ほ場整備の設計では、大区画化の整備手法、ほ区の望ましい形状、作業効率向上に資する耕区長辺長の設計や最適な機械の選定、大型機械に合わせた農道等の設計、地耐力向上に向けた整備、均平度確保のためのGNSSの導入等を記載。
- ・ 中山間地域の傾斜地区画等のほ場整備の設計では、等高線区画の導入、用排水路の暗渠化・管水路化、法面への小段設置、LPWAを活用した水管理の自動化等、条件不利性の改善に必要な農地・農業水利施設・情報通信環境等の整備について記載。
- ・ 汎用化に向けた暗渠排水、排水路の掘り下げ、地下水位制御システム等の整備等による排水改良について記載。
- ・ 田んぼダムの導入に向けた畦畔の設計等について記載。

② スマート農業等農業農村の新技术に係る制定

- ・ 次世代型の水管理システムの導入、3次元データの活用（BIM/CIM）等について記載。

③ ほ場における農作業安全に係る制定

- ・ 除草作業時等の転倒・転落防止、自動走行農機の走行や座標ずれに対応した農道幅員や進入路の設計等について記載。

④ 維持管理の負担軽減等を見据えた設計の在り方の検討

- ・ 用排水路の暗渠化・管水路化、プレキャストコンクリート製品の使用、リモコン草刈機等に対応した畦畔の導入、幅広畦畔の導入、大区画化に伴う農業用施設の削減等について記載。

⑤ その他関係法令や基準等の内容反映

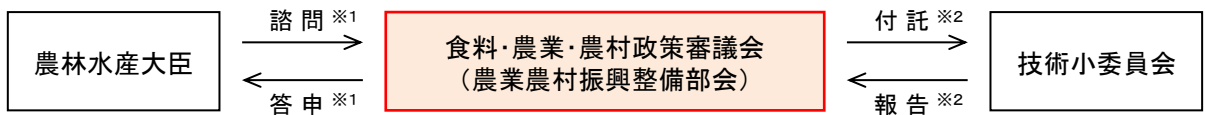
- ・ 関係法令や基準等（計画基準「ほ場整備（水田）」、「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」等）の内容を反映。

(参考) 土地改良事業に関する各種技術基準について

1 制定の目的・経緯

- 土地改良事業の実施に際し、計画策定、工事实施及び施設管理の各段階において、技術的な観点から遵守・考慮すべき事項及びその内容について、土地改良事業計画設計基準、土地改良施設管理基準、指針、手引き等として制定。
- これらの技術基準については、社会・経済情勢の変化及び科学技術の進歩に応じて随時改定。

【各種技術基準の制改定の流れ】



※1 大臣の諮問及び審議会の答申は、土地改良事業計画設計基準・土地改良施設管理基準の場合。

※2 審議会（農業農村振興整備部会）の付託及び技術小委員会の報告は、「食料・農業・農村政策審議会議事規則」第9条及び「農業農村振興整備部会における技術小委員会の設置について」の4に基づく。

2 各種技術基準の内容

- 「土地改良事業計画設計基準」は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準。
このうち、計画基準は遵守すべき調査・計画に関する基準を定めたものであり、設計基準は遵守すべき工事の設計及び施工の基準を定めたもの。
- 「土地改良施設管理基準」は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。
- 「指針」は、基準の一部についての詳述、開発段階にある技術の紹介等を内容とした技術参考資料。
- 「手引き」は、土地改良事業等の実施に当たり、新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料。